

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
令和3年度事業計画

1. 令和3年度事業計画の策定にあたって

建築士法に規定された団体としての事業や様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

また、昨年度まで検討した財務改革及び単位会支援を具体化していく。

2. 事業計画

(1) 総務・財務に関すること

単位会の持続的運営を支援するため、特定資産の活用方法等を検討するとともに、構成員の増強及び次世代のバックアップに努め、組織基盤の強化を図る。

- 1) 日事連基本会費の見直し
- 2) 単位会支援のための特定資産の活用及び目的変更
- 3) 第44回建築士事務所全国大会（熊本大会）及び青年話創会熊本大会の実施
- 4) 構成員の増強活動についての課題と対応策の検討
- 5) 次世代問題についての課題と対応策の検討
- 6) 建築士事務所全国大会及び青年話創会の実施内容等の検討
- 7) 日事連事務局のBCP（非常時の事業継続計画）の維持・管理
- 8) 各種保険制度等の運営・加入促進等
- 9) 青年部会連絡会議関係
  - ・単位会及びブロックにおける青年部会等の設置推進

(2) 教育・情報に関すること

建築士事務所の適切な運営・管理を推進するため、単位会と連携して「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」を積極的に開催し、受講促進を図る。

また、（公財）建築技術教育普及センター及び単位会と協力し、法定講習の円滑な運営及び受講増に努める。

さらに、建築士事務所の開設者、管理建築士及び建築士事務所に属する建築士の資質の維持向上等のため、講習を企画し、他団体の講習・研修の開催にも協力する。

- 1) 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の受講促進、テキストの部分改訂及び次期改訂版の編集
- 2) 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）の円滑な運営・実施協力及び受講増の研究
- 3) 教育・情報に係る講習事業
- 4) 他団体が実施する講習・研修の協力
- 5) 講習会Web受付システムの利用推進
- 6) 建築士事務所の業務環境改善等にかかわる調査・研究
- 7) 建築CPD情報提供制度の講習会等認定
- 8) 教育・情報に関する情報発信等
- 9) 景観・まちづくり活動の普及検討

(3) 業務・技術に関すること

建築士事務所の業務・技術に関する諸事業への活動を推進していく。

- 1) 業務・技術に関する諸課題の調査・研究及び講習等の事業
  - ・建築士事務所の業務報酬基準の改正に係る普及・周知、見直しへの取り組み

- ・既存住宅状況調査技術者講習の実施、既存住宅に係る調査・研究
- ・四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類の調査・研究、普及・活用推進  
改正民法に施行に係る契約約款の普及・周知  
マンション計画修繕工事設計監理約款の検討
- ・BIM活用など建築士事務所の情報環境に関する調査・研究、普及・周知  
BIM活用に係る講習の検討・実施
- ・建築士事務所のマネジメント支援ツール「JAAF-MST」の活用推進  
JAAF-MSTを活用した業務実績集計ソフトの活用推進
- ・改正省エネ法の施行に係る普及・周知、建築士の説明義務制度についての普及・周知
- 2) 建築士事務所の新たな業務に関する調査・研究
- 3) 構造技術にかかわる調査・研究・情報提供
- 4) 被災度区分講習会の実施
- 5) 耐震診断・耐震改修を実施する建築士事務所の情報提供

#### (4) 広報・渉外に関すること

日事連・単位会の活動と役割及び建築士事務所の業務に係わる必要な情報の周知などの広報活動を行う。

また、都道府県と市区町村に対し、公共建築物の設計等の発注及び設計者の選定に関する日事連・単位会の共同要望を実施する。

- 1) 共同要望運動の実施
- 2) 建築士事務所キャンペーン事業の支援
- 3) 日事連建築賞の実施
- 4) 会誌「日事連」の充実・Web版発行  
内容の充実に加え、Web版発行によるサービスの拡充及びWeb版を選択した単位会の送料負担を削減する。
- 5) ホームページ等を活用した広報活動
- 6) その他必要な広報など

#### (5) 指導運営に関すること

建築士法で定められた法定団体として、建築士法第27条の5（苦情の解決）に基づく苦情の解決業務を円滑に実施する。

また、単位会の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）を基にした事例集を単位会へ提供するとともに、建築士事務所向けの苦情の実例教材（建築士事務所のトラブル予防）を使用した研修会等を実施し、苦情の解決業務をより一層充実した体制にする。

- 1) 建築士法第27条の5に基づく苦情の解決業務の円滑な実施  
従来の建築士事務所に対する苦情相談に加え、改正建築物省エネ法の施行に伴う、建築士の説明義務についての建築主等からの相談についても受け付ける。
- 2) 建築士事務所向けの苦情の実例教材（建築士事務所のトラブル予防）の周知、必要な改訂及び研修会の継続実施
- 3) 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）の調査・研究
- 4) 苦情の解決業務の実例集の作成及び単位会への情報提供

#### (6) 法制度対応に関すること

法改正等にあたり日事連としての対応を検討するとともに、現状の課題を分析・整理し、法改正を要望すべき事項等を抽出する。

- 1) 法改正等にあって日事連としての対応の検討

- 2) 業法等についての調査研究
- 3) 現行法制度についての課題の抽出・検討

(7) 災害対策に関すること

さまざまな大規模災害に対して、日事連の対応体制と単位会との連携体制を構築し、具体的に運用する。また、災害時の建築士事務所の事業継続、震災建築物の応急危険度判定後の被災度区分判定・復旧業務の確立及び復旧復興のための技術支援について研究する。

- 1) 日事連と単位会の連携による基本原則に基づいた災害発生時の体制・平時からの準備体制の構築
- 2) 災害時の建築士事務所の事業継続のための体制の研究
- 3) 復旧復興のための技術支援のあり方についての研究
  - ・被災度区分判定及び復旧技術者の業務支援
- 4) 会誌等を通じた災害に関する情報提供

(8) 住宅金融支援機構適合証明業務に関すること

令和3年度は、令和2年度に引き続き既存住宅状況調査技術者の資格を前提条件として、適合証明技術者の登録講習・受付を行う。また適正な適合証明業務が遂行されるよう、住宅金融支援機構と連携し登録制度の適正化に向けて取り組む。

- 1) 適合証明技術者の登録講習・受付の実施
  - ・登録講習・受付の広報、更新該当者への周知
  - ・登録講習の実施既存住宅状況調査技術者講習との同日講習の実施、オンライン講習の実施
- 2) 適合証明技術者への業務調査の実施
  - ・立入調査及び書面調査の実施
- 3) 融資利用希望者等のための「適合証明技術者」紹介の支援
  - ・ホームページによる適合証明技術者登録情報の公開
- 4) 住宅レーダーの発行
- 5) 適合証明業務システムの利用についての支援
  - ・住宅金融支援機構がインターネット上で管理運営する適合証明業務システムについての登録者のデータ提供、ホームページによる操作方法等の周知
- 6) 登録窓口連絡会議の開催